

第3期あきる野市子ども・子育て支援総合計画施策に関する方向性

A:継続 B:拡充
C:縮小 D:廃止・終了
E:その他

目標・施策	事業名	令和6年度までの方向性・目標	担当課	R5年度の実績・取組	次期計画期間(R7年度～令和11年度)の方向性		
					方向性に対する説明	方向性	具体的内容
基本目標1 全ての子どもたちが希望に満ちあふれ健やかに育つ環境の整備							
①幼児教育・保育の充実							
1	幼児教育・保育の質の向上	幼稚園教諭や保育士等が研修を受講しやすい環境を整え、職員の専門性の向上を図るとともに、幼児教育アドバイザーをはじめ、質の向上を図る取組を研究し、更に質の高い教育・保育を提供する体制の充実を図ります。	保育課	継続して実施しました。 ・保育士等キャリアアップ補助金交付事業 9施設 33,883,000円 ・私立幼稚園協会研修費補助金交付事業 300,000円		A:継続	幼稚園教諭や保育士等が研修を受講しやすい環境を整え、職員の専門性の向上を図るとともに、更に質の高い教育・保育を提供する体制の充実を図ります。
2	認証保育所の充実	保護者のニーズに応じた保育に対応するため、認証保育所を支援します。	保育課	継続して実施しました。 ・市内2園 延べ利用者数 963人	市内の認証保育所は、認可保育所と同等のサービスを提供し、保護者のニーズに応え柔軟な対応をしているため、毎年定員を満たしている状況であります。近年では、子どもの減少に伴い、認可保育所等にも空きが生じてきていることから、受け皿の確保方策としては、既に充実が図られているため、終了とします。なお、既存の認証保育所の支援については、引き続き、「幼児教育・保育の質の向上」等の事業により実施していきます。	D:廃止・終了	
②成長段階に応じた健全育成							
3	健康診査等の実施	乳幼児の健康保持、増進を図るため、3～4か月児健康診査、6～7・9～10か月児健康診査、1歳6か月児健康診査、3歳児健康診査、乳幼児経過観察健康診査、精密健康診査、乳幼児発達健康診査、歯科健康診査を実施します。また、むし歯予防教室・歯科予防処置も実施します。さらに、子どもの発達について、保護者への周知を図るとともに、3歳児健康診査以降も引き続き、幼稚園・保育所等と連携し、早期に適切な支援につながるよう取組を進め、必要に応じて経過観察健康診査や発達健康診査・心理相談等の事業を活用するなどして支援を強化していきます。 対象となる乳幼児が受診できるよう、広報やチラシ、母と子の保健バック等も活用し、健康診査等の必要性や重要性の周知を図ります。 《令和6年度目標値》 3～4か月児健康診査受診者(受診率) 450人(100%) 1歳6か月児健康診査受診者(受診率) 484人(100%) 3歳児健康診査受診者(受診率) 528人(100%) むし歯予防教室 ※8月・12月を除く 月1回	こども家庭センター	・各健康診査の実施にあたっては、新型コロナウイルス感染症等の予防対策を講じ、実施しました。健診1回の実施人数を少人数制としたため、3～4か月児健診及び3歳児健診については、できるだけ適切な時期に受診出来るよう実施回数を増やし実施しました。また、乳幼児健診の未受診者へ地区担当保健師が受診勧奨やフォローを行い、受診率が95%を下回らないように実施しました。 3～4か月児健康診査 受診者 390人(受診率96.9%) 年28回実施 1歳6か月児健康診査 受診者 448人(受診率102.3%) 年24回実施 3歳児健康診査 受診者 482人(受診率98.2%) 年26回実施 ・事業については、市広報やホームページへの掲載に加え、母子手帳交付時にチラシを渡し、周知しました。		A:継続	乳幼児の健康保持、増進を図るため、3～4か月児健康診査、6～7・9～10か月児健康診査、1歳6か月児健康診査、3歳児健康診査、乳幼児経過観察健康診査、精密健康診査、乳幼児発達健康診査、歯科健康診査を実施します。また、歯みがき教室・歯科予防処置も実施します。さらに、子どもの成長・発達について、保護者への周知を図るとともに、3歳児健康診査以降も引き続き、幼稚園・保育所等と連携し、早期に適切な支援につながるよう取組を進め、必要に応じて経過観察健康診査や発達健康診査・心理相談等の事業を活用するなどして支援を強化していきます。 対象となる乳幼児が適切な時期に受診できるよう、広報やチラシ、母と子の保健バック等も活用し、健康診査等の必要性や重要性の周知を図ります。
4	よちよちタイム、幼児クラブ	よちよちタイムは1歳前後の親子、幼児クラブは2歳から4歳までの親子を対象とし、遊びなどを通じて子どもの集団生活への準備と親同士の交流を支援します。また、幼児クラブ及びよちよちタイムの親子を対象に幼児クラブ合同運動会を実施し、より広い交流を図ります。	こども政策課	幼児クラブはエリア毎に4地区に分け、活動をしました。 ・東秋留地区(若竹・屋城・前田) 12回 延べ参加人数 145人 ・西秋留地区(若葉・南秋留・一の谷) 13回 延べ参加人数 64人 ・多西地区(草花・多西) 13回 延べ参加人数 137人 ・五日市地区(五日市・増戸) 11回 延べ参加人数 135人 幼児観劇会 劇団 風の子 『風の一座』 秋川体育館 85人(40組)参加	乳幼児を対象とした事業としては、同じような事業を幼稚園・保育園等で取り組んでいるため、乳幼児対象の専門的な施設へ参加していることにより、幼児クラブ等の参加者は少く、対象者も減少している。 このため、今後は児童館事業で取り組む予定。	E:その他	
5	幼稚園における就学前児童の子育て支援事業	市内幼稚園において、未就園児やその保護者に対して子育てに関する相談に応じるなどの支援を行います。	保育課	継続して実施しました。 ・子育て相談 5園(うち認定こども園3園) ・子育て井戸端会議 3園(うち認定こども園2園) ・未就園児の保育 6園(うち認定こども園4園) ・園庭・園舎の開放 6園(うち認定こども園4園) ・子育て情報の提供 5園(うち認定こども園3園) ・子育て講座・講演会 1園(うち認定こども園1園) ・子育てサロン・あそびクラブ 3園(うち認定こども園1園)		A:継続	市内幼稚園において、未就園児やその保護者に対して子育てに関する相談に応じるなどの支援を行います。

第3期あきる野市子ども・子育て支援総合計画施策に関する方向性

A:継続 B:拡充
C:縮小 D:廃止・終了
E:その他

目標・施策	事業名	令和6年度までの方向性・目標	担当課	R5年度の実績・取組	次期計画期間(R7年度～令和11年度)の方向性		
					方向性に対する説明	方向性	具体的内容
6	保育所・幼稚園・認定こども園・学校との連携	保育所、幼稚園、認定こども園、小学校等と連携し、保育及び幼児教育から義務教育への円滑な移行を図ります。	指導室	・就学案内は5歳児対象に市内全保育所、幼稚園等に配布しました。 ・保幼小連絡協議会を開催し、令和6年度から、一層充実した連携・接続を図るための実務者会議を開催することについて検討しました。		A:継続	・保育所・幼稚園・小学校等連絡協議会の実施 ・就学支援シートを活用した就学時期の支援の充実 ・巡回相談の充実 ・特別支援教育コーディネーター連絡会の充実 ・教員及び保育士対象の研修会の充実
7	児童館事業	児童に健全な遊びを提供し、健康な身体の育成と豊かな情操を養い、児童福祉の向上を図ります。また、児童館の利用状況を考慮し、子ども・子育て支援事業計画の学童クラブの量の確保方策や中長期の公共施設再配置等との整合性を図りながら事業を進めていきます。	こども政策課	講師謝礼を伴う各種教室やクラブ活動を実施しました。 ・児童館 10箇所 333回 延べ参加人数 4,468人		A:継続	0歳から18歳までの子どもを対象に健全な遊びを提供し、健康な身体の育成と豊かな情操を養い、児童福祉の向上を図ります。
8	放課後の活動支援(新・放課後子ども総合プラン)	保護者の就労等により、放課後、家庭において適切な監護が受けられない児童を対象に、適切な遊び及び生活の場を提供し、その健全な育成を図ります。 また、待機児童対策として、学童クラブでは、学校の教室をはじめ、公共施設等の有効活用を積極的に行うとともに、教育・保育施設における児童の預かりについても研究していきます。 放課後子ども教室では、学童クラブと連携し、一体型による実施を継続していきます。また、未実施校に対して開設の意向を調査し、学校との連携を図りながら、隔年で1か所以上の整備に取り組んでいきます。	こども政策課 生涯学習推進課	「地域子ども・子育て支援事業(法定13事業)の進捗状況について」とおり (こども政策課) 確保実績よりも需要実績が上回ったため、待機児童が生じました。待機児童の解消に対しては、児童館の特例利用を認め、居場所の確保・提供に努めました。 (生涯学習推進課) 新たに増戸小学校に放課後子ども教室を設置し、東秋留小、多西小、西秋留小、屋城小、南秋留小、草花小、一の谷小、増戸小、五日市小の9校で放課後子ども教室を実施しました。 新型コロナウイルス感染症対策として、児童の密集を避けるため2グループに分割し、それぞれ隔週で参加する方法での実施を9月まで行い、10月以降は、一括実施により全学年が毎週参加できるように実施しました。		A:継続	運営スタッフを確保、スキルアップ研修の実施、また、水曜日以外の日程で実施することに関するニーズ調査を実施する。 保護者の就労等により、放課後、家庭において適切な監護が受けられない児童を対象に、適切な遊び及び生活の場を提供し、その健全な育成を図ります。 学童クラブ及び放課後子ども教室が連携して、「子どもの居場所づくり」を推進します。
9	教育相談事業	児童・生徒の心の問題への対応を一層充実するとともに、子どもの就学に対する保護者の不安等を解消するため、教育相談所、スクールカウンセラー、適応指導教室による専門的な教育相談を進めていきます。 子どもや保護者が不安や心配等を抱え込むことがないよう、各種相談員等を中心に関係機関との連携の下、柔軟な対応や情報交換に努めます。	指導室	・教育相談所 児童・生徒及び保護者に寄り添った相談活動を行いました。 来所相談件数 1,893件 電話相談件数 124件 ・教育支援室(せせらぎ教室) 不登校児童・生徒に、個に応じた指導を継続して実施しました。 在室者 48人(令和6年3月時点、体験入室含む) そのうち中学3年生15人が卒業し、全員が高等学校に進学しました。 ・スクールカウンセラーの配置 東京都事業として、市内全公立小学校(10校)及び全公立中学校(6校)にスクールカウンセラーを全校配置しました。 令和5年6月6日に、スクールカウンセラー連絡会を開催し、情報交換及び事例検討等により、学校内の教育相談体制等の充実を図りました。 各学校では、スクールカウンセラー通信等にて情報を発信し、予約等を活用しながら、児童・生徒の不安の軽減に努めました。 ・スクールソーシャルワーカーの配置 社会福祉士の資格をもったスクールソーシャルワーカーを3人配置し、専門的な知識や高い技術を用いて、問題を抱える児童・生徒及び家庭の支援を行いました。 相談児童・生徒数 47人(45世帯)		A:継続	・スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの活用 ・教育相談所の相談機能の充実 ・不登校状況にある児童・生徒への支援

第3期あきる野市子ども・子育て支援総合計画施策に関する方向性

A:継続 B:拡充
C:縮小 D:廃止・終了
E:その他

目標・施策	事業名	令和6年度までの方向性・目標	担当課	R5年度の実績・取組	次期計画期間(R7年度～令和11年度)の方向性		
					方向性に対する説明	方向性	具体的内容
③特に支援を必要とする子どもへの支援の充実							
10	障がい児への手当等の支給	障がい児やその家族に対し、経済的な支援を行い、安定的な生活を営むことができるよう、各種手当・助成金の支給を行います。	こども政策課 障がい者支援課	(こども政策課) ・特別児童扶養手当 受給者数 121人 事務取扱件数 230件 (障がい者支援課) ・心身障害者福祉手当 都制度 延べ件数 8,887件 市制度 延べ件数 11,264件 ・心身障害者(児)交通費等助成金 受給者数 延べ件数 18,423件 ・障害児福祉手当 受給者数 延べ件数 357件		A:継続	障がい児やその家族に対し、経済的な支援を行い、安定的な生活を営むことができるよう、各種手当・助成金の支給を行います。
11	障がい児療育体制の充実	障害の早期発見・早期対応を図るため、乳幼児健康診査の実施、健康診査後の指導の充実を図るとともに、教育・保育等の関係機関の連携により、乳幼児期から学校卒業までの一貫した効果的な支援を図ります。 また、相談支援ファイルの作成をはじめ、関係機関や専門家による検討委員会において意見交換を行い、情報の一元化や連携体制の強化を図ります。	指導室 保育課 こども家庭センター 障がい者支援課	(指導室) ・就学前施設が作成した就学支援シートを引き継いだ小学校は、記載内容を踏まえて保護者と面談し、校内支援体制の整備を行いました。 ・特別支援学級等に在籍している児童・生徒については、学校生活支援シートを作成しました。学校生活支援シートは、長期的な視点で一貫した指導及び支援の継続に活用するとともに、医療や福祉等の関係機関との密接な連携を図るために活用しました。 ・年3回、特別支援教育コーディネーター連絡会を開催し、保育所、幼稚園と小・中学校の特別支援教育コーディネーターが、就学前段階からの引継ぎや指導及び支援についての協議・情報交換を行いました。 ・相談支援ファイルの作成を促すことで、情報を一元化し各機関との連携がスムーズにいくよう支援しました。 (保育課) ・相談支援ファイルの作成を促すことで、情報を一元化し各機関との連携がスムーズにいくよう支援しました。 巡回相談 延べ件数 308人 (こども家庭センター) ・支援ファイル配布件数 1件(令和6年度配付予定) 心理経過観察健康診査グループなどに参加する保護者で希望する方に周知をした。 (障がい者支援課) ・医療的ケア児に関する協議の場として、あきる野市医療的ケア児等支援関係機関連絡会(教育委員会、西多摩保健所、あきる野学園、保育課、子ども家庭支援センター、健康課、障がい者支援課、あきる野市障がい者基幹相談支援センター)を2回開催し、連携体制の強化を図った。		A:継続	障害の早期発見・早期対応を図るため、乳幼児健康診査の実施、健康診査後の指導及び経過観察健診や発達健康診査などの支援の充実を図るとともに、教育・保育等との関係機関の連携により乳幼児期から学校卒業までの一貫した効果的な支援を図ります。 また、必要な方に必要な時期に相談支援ファイルを配付し、関係機関や専門家による検討委員会において意見交換を行い、情報の一元化や連携体制の強化を図ります。 ・就学支援シートを活用した就学時期の支援の充実 ・特別支援教育コーディネーター連絡会の充実 ・医療的ケアを必要とする未就学児への支援の充実 ・通常の学級、特別支援学級等における指導及び環境の充実
12	障がい児保育事業	集団保育が可能な障害の程度で、保育を必要とする児童を対象に障がい児保育を実施します。幼児教育・保育から学童クラブへの移行に際しては、幼児教育・保育施設と学童クラブが連携して円滑な移行を図ります。 また、障がい者福祉計画を踏まえ、医療的ケア児等に対して必要な支援が提供できる体制の整備に努めるなど、障がい児への支援の充実を図ります。	保育課 こども政策課	(保育課) ・保育所への運営費の障がい児加算について、令和5年4月からは、障がい児等の保育に要する経費として障がい児1人当たり月額174,420円の支弁し、加配保育士を適切に配置するための支援を行いました。 障がい児 保育所 15園(受入れ人数 48人) 幼稚園 2園(受入れ人数 8人) 認定こども園 3園(受入れ人数 20人) 医療的ケア児 保育所 1園(受入れ人数 1人) (こども政策課) ・幼児教育・保育から学童クラブへの移行に際し、学童クラブ職員が、入会児童のうち、特別な支援を要する児童について、出身保育園等へ保育状況等の聞き取りを行い、学童クラブへの移行を円滑に行いました。 学童クラブ 17箇所 受入れ人数 114人		A:継続	集団保育が可能な障害の程度で、保育を必要とする児童を対象に障がい児保育を実施します。幼児教育・保育から学童クラブへの移行に際しては、幼児教育・保育施設と学童クラブが連携して円滑な移行を図ります。 また、障がい者福祉計画を踏まえ、医療的ケア児等に対して必要な支援が提供できる体制の整備に努めるなど、障がい児への支援の充実を図ります。

第3期あきる野市子ども・子育て支援総合計画施策に関する方向性

A:継続 B:拡充
C:縮小 D:廃止・終了
E:その他

目標・施策	事業名	令和6年度までの方向性・目標	担当課	R5年度の実績・取組	次期計画期間(R7年度～令和11年度)の方向性		
					方向性に対する説明	方向性	具体的内容
13	障がい児支援サービス	未就学の障がい児に対し、集団生活への適応訓練などを行う「児童発達支援」、就学している障がい児に対し、放課後又は休日において生活訓練などを行う「放課後等デイサービス」などを実施し、障がい児の療育支援に取り組みます。	障がい者支援課	・児童発達支援 延べ数 903件 ・放課後等デイサービス 延べ件数 3,277件		A:継続	未就学の障がい児に対し、集団生活への適応訓練などを行う「児童発達支援」、就学している障がい児に対し、放課後又は休日において生活訓練などを行う「放課後等デイサービス」などを提供します。
14	特別支援教育	障がいのある子どもだけでなく、全ての子どもたちが必要としている指導や支援を受けられる教育を推進するため、特別支援教育検討委員会の定期的な開催、巡回相談や巡回指導等に取り組みます。また、教職員に対して特別支援教育の正しい理解を促し、適切な指導ができるよう、特別支援教育コーディネーターの養成・育成や研修の充実を図ります。 《令和6年度目標値》 巡回相談・教育相談 全園実施 副籍交流事業参加者数 実施率の増加	指導室	・年3回(①5/16②10/24③2/20)、特別支援教育コーディネーター連絡会を開催し、学校生活支援シートを活用した効果的な引き継ぎ等について保育所・幼稚園のコーディネーターとともに、協議を行いました。 ・市内全小・中学校(特別支援学級含む)及び保育所・幼稚園に対し、臨床心理士を派遣し、配慮を要する児童・生徒への指導及び次年度就学予定の園児を中心とした行動観察や園内ミーティング、園職員の相談等に対する助言を年間528件実施しました。 ・副籍交流については、直接的な交流及び間接的な交流を行いました。 令和4年度 対象者75人のうち39人(参加率52%) 令和5年度 対象者72人のうち40人(参加率56%)		A:継続	・特別支援教育コーディネーターの複数指名 ・インクルーシブ教育システムの構築に向けた基礎的環境整備の推進 ・特別支援学校との副籍交流、特別支援学級との交流及び共同学習の実施 ・教員等研修の充実 ・関係諸機関との連携の充実
15	障害者虐待防止センター	障害者虐待防止センターを委託運営し、障がい者への虐待防止に取り組みます。また、虐待を受けた障がい者及び養護者に対して行う相談、指導及び助言を実施します。さらに、障がい者虐待の防止及び養護者に対する支援に関する広報、啓発活動を推進します。 障がいのある子どもについては、障がい者施設従事者が虐待した場合が対象です。虐待を把握した場合には、障がい者施設に対して指導等を行います。	障がい者支援課	・あきる野市障がい者虐待防止センターにおいて、障がい者虐待の防止及び養護者に対する支援を実施した。 虐待通報件数 14件 ・あきる野市自立支援協議会主催の障害者虐待防止研修を開催した。		A:継続	障害者虐待防止センターを委託運営し、障がい者への虐待防止に取り組みます。また、虐待を受けた障がい者及び養護者に対して行う相談、指導及び助言を実施します。さらに、障がい者虐待の防止及び養護者に対する支援に関する広報、啓発活動を推進します。 障がいのある子どもについては、障がい者施設従事者が虐待した場合が対象です。虐待を把握した場合には、障がい者施設に対して指導等を行います。
16	子ども食堂推進事業	子ども食堂を運営する団体等に補助金を交付し、子ども食堂を運営する団体等を支援するとともに、子ども食堂を利用する子どもやその保護者の生活実態を把握し、必要に応じて支援につなげます。 《令和6年度目標値》 補助対象団体数 3団体	こども政策課	・市内において、地域の子どもやその保護者が気軽に立ち寄り、栄養のバランスの取れた食事を取りながら、相互に交流を行う場を提供する取組(子ども食堂)を行う団体に補助金を交付しました。 補助対象団体数 6団体(このうち、新規立ち上げ2団体)		A:継続	子ども食堂を運営する団体等に補助金を交付し、子ども食堂等を運営する団体を支援するとともに、子ども食堂を利用する子どもやその保護者の生活実態を把握し、必要に応じて支援につなげるため、子ども食堂を運営する団体等と連携強化を図ります。
17	子どもの学習支援事業	学習に不安のある児童・生徒の基礎学力の向上や家庭学習の習慣付けを図り、将来に希望を持って就学できるようにすることを目的に実施します。	こども政策課	・新型コロナウイルス感染症対策を十分に講じた上で、子どもに対する学習意欲及び学力の向上を目的とした学習支援、生活習慣の形成及び社会性獲得のための居場所の提供、日常生活等における悩み及び進路に関する相談支援を行うとともに、必要に応じて保護者に対する養育支援を行いました。 集合型事業 106人(定員120人) 訪問型事業 8人(定員6人) ・開催場所及び定員の地域的な偏りを解消するため、集合型事業の実施場所及び定員を増やす調整をしました。 実施場所 4か所		A:継続	生活困窮世帯等の児童・生徒に対し、学習意欲や学力の向上及び生活習慣の形成や社会性の獲得、さらに相談支援を行うことで、将来に希望を持って就学できることを目的に実施します。また、児童・生徒一人一人に応じた支援を行います。
18	外国につながる子どもへの支援	海外から帰国した幼児や両親が国際結婚の幼児など、外国につながる子どもが円滑に教育・保育や地域子ども・子育て支援事業等を利用できるよう、多言語機能を有する「子育て応援サイト「るのキッズ」」等により、子育て支援情報を提供します。	こども政策課	・子育て応援サイト「るのキッズ」 海外から帰国した幼児や両親が国際結婚である幼児など、外国につながる子どもが円滑に教育・保育や地域子ども・子育て支援事業等を利用できるよう、多言語機能を有する子育て応援サイト「るのキッズ」等により、子育て支援情報を提供しました。 子育て応援サイト「るのキッズ」 アクセス件数 112,050件 子育て応援アプリ「るのキッズ」 ダウンロードユーザー数 1,649人(令和6年3月31日現在)		A:継続	海外から帰国した幼児や両親が国際結婚の幼児など、外国につながる子どもが円滑に教育・保育や地域子ども・子育て支援事業等を利用できるよう、多言語機能を有する「るのキッズWeb」等により、子育て支援情報を提供します。

第3期あきる野市子ども・子育て支援総合計画施策に関する方向性

A:継続 B:拡充
C:縮小 D:廃止・終了
E:その他

目標・施策	事業名	令和6年度までの方向性・目標	担当課	R5年度の実績・取組	次期計画期間(R7年度～令和11年度)の方向性		
					方向性に対する説明	方向性	具体的内容
基本目標2 全ての保護者が子育てを楽しみ子どもと共に成長できる環境の整備							
①母と子の健康の保持・増進							
19	母子健康手帳の交付	母子保健法に基づき、妊娠届を提出した人に母子健康手帳を交付します。また、母子健康手帳の交付時に行う保健師等との面談のスムーズな実施及び対応に努めます。 《令和6年度目標値》 妊娠届受理件数 450件	こども家庭センター	継続して実施しました。 ・妊娠届受理件数 368件 ・母子健康手帳の交付件数 385件		A:継続	母子保健法に基づき、妊娠届を提出した人に母子健康手帳を交付するとともに交付時の妊婦面談のスムーズな実施及び対応に努めます。また、妊娠届の周知をホームページやチラシの配布等を行い強化を図ります。
20	妊婦健康診査	妊婦の健康管理や保持増進を図り、安全・安心な妊娠、出産に資するために適切な健康診査を行います。	こども家庭センター	「地域子ども・子育て支援事業(法定13事業)の進捗状況について」とおり 基準どおり、14回の健診と4回の超音波検査及び妊婦子宮頸がん検診を継続実施しました。また、受診票が使用できない助産院や都外の医療機関等で受診する場合の費用助成について、母子健康手帳交付時の保健師等面談の際に手続き方法等の説明を行い、周知徹底を図りました。 ・母親学級は3日制の平日コースと半日制土曜コースを実施しました。 平日コース 実施回数 4回 受講者 60人 土曜コース 実施回数 4回 受講者 69人 ※新型コロナウイルス感染症等の予防対策を講じ、少人数制とし、実施しました。 ・離乳食教室は乳幼児の月齢に合わせたコースで実施しました。 おおむね4～6か月 実施回数 6回 受講者 32人 おおむね5～11か月 実施回数 6回 受講者 21人 おおむね1歳頃 実施回数 6回 受講者 7人 ※新型コロナウイルス感染症等の予防対策を講じ、内容を変更し、実施しました。		A:継続	妊婦の健康管理や保持増進を図り、安全・安心な妊娠、出産に必要な適切な健康診査を行います。また、健診結果を把握すると共に必要に応じて関係医療機関等と連携を図ります。
21	母親学級(母性科、育児科)	母性及び乳幼児の健康保持、増進を図るため、母親学級等(離乳食教室、育児グループ)を実施します。また、安心して、妊娠・出産ができるように、妊娠期から子育て期を通じて、子育て家庭のニーズに合った講座や教室を実施し、夫婦で参加しやすい体制づくりに努めます。 《令和6年度目標値》 平日コース実施回数(受講者数) 4回(96人) 土曜コース実施回数(受講者数) 4回(96人) 離乳食教室 実施回数(受講者数) 24回(250人) ※全月齢合計	こども家庭センター	・母親学級は3日制の平日コースと半日制土曜コースを実施しました。 平日コース 実施回数 4回 受講者 60人 土曜コース 実施回数 4回 受講者 69人 ※新型コロナウイルス感染症等の予防対策を講じ、少人数制とし、実施しました。 ・離乳食教室は乳幼児の月齢に合わせたコースで実施しました。 おおむね4～6か月 実施回数 6回 受講者 32人 おおむね5～11か月 実施回数 6回 受講者 21人 おおむね1歳頃 実施回数 6回 受講者 7人 ※新型コロナウイルス感染症等の予防対策を講じ、内容を変更し、実施しました。		A:継続	母性及び乳幼児の健康保持、増進を図るため、母親学級等(離乳食教室、育児グループ)を実施します。
22	産後ケア事業	産後に家族などから十分な援助が受けられず、心身のケアや育児のサポート等を必要とする母子に対して、安心して子育てができるように産後の支援を行います。	こども家庭センター	・産後の育児不安や体調不良など産後ケアの支援を必要とする産婦に対し、適切な時期に必要なとされる期間利用をすることで、産後の育児不安や体調不良の改善につながりました。 【利用実数】 宿泊型 15件 通所型 29件 訪問型 16件 合計 60件 【利用延べ件数】 宿泊型 20件 通所型 46件 訪問型 19件 合計 85件		A:継続	心身のケアや育児のサポートを必要とする母子等に対して、産後の支援を行います。
23	乳児家庭全戸訪問事業	生後4か月までの乳児のいる全ての家庭[新生児訪問(生後2か月まで)を含む。]を訪問し、子育て支援情報の提供や養育環境等の把握を行い、必要なサービスにつなげます。	こども家庭センター	「地域子ども・子育て支援事業(法定13事業)の進捗状況について」とおり 仕事復帰で訪問ができない等の理由で、期日内に2件の訪問ができなかったが、後日訪問や電話対応を行い、状況確認をしました。		A:継続	生後4か月までの乳児のいる全ての家庭[新生児訪問(生後2か月まで)を含む。]を訪問し、子育て支援情報の提供や養育環境等の把握を行い、必要なサービスにつなげます。また、新生児訪問・乳児家庭全戸訪問実施率100%を目指します。
24	育児相談・一般相談	母性及び乳幼児の健康保持、増進を図るとともに、子育てに関する相談や親同士の仲間づくり、情報交流の場づくりを図るため、育児相談、母子保健相談、栄養相談、歯科相談、心理相談等を実施します。また、多様化する相談にも対応できる総合的な窓口や職員のスキル向上等の体制強化を推進します。 《令和6年度目標値》 育児相談 相談者数 970人 【乳児・幼児】 健康相談 面接対応人数 3,390人 【妊婦、産婦、乳幼児、その他】 健康相談 電話対応人数 440人 【妊婦、産婦、乳幼児、その他】	こども家庭センター	・相談件数の増加や相談内容の多様化に対応できるよう、職員を積極的に研修に参加させ、体制づくりを進めました。また、親同士の仲間づくりができるよう支援しました。 育児相談(乳児、幼児)の実績等 従事者 保健師、助産師、看護師、管理栄養士、歯科衛生士 36回 延べ相談者数 313人 健康相談(妊婦、産婦、乳幼児、その他)の実績等 こども家庭センターに所属する保健師、助産師が随時対応 延べ面接相談者数 420人 延べ電話相談者数 1,237人 ※育児相談は、定員を設け、新型コロナウイルス感染症等の予防対策を講じ実施しました。		A:継続	母性及び乳幼児の健康保持、増進を図るとともに、子育てに関する相談や親同士の仲間づくり、情報交流の場づくりを図るため、育児相談、母子保健相談、栄養相談、歯科相談、心理相談等を実施します。また、多様化する相談にも対応できる総合的な窓口や職員のスキル向上等の体制強化を推進します。

第3期あきる野市子ども・子育て支援総合計画施策に関する方向性

A:継続 B:拡充
C:縮小 D:廃止・終了
E:その他

目標・施策	事業名	令和6年度までの方向性・目標	担当課	R5年度の実績・取組	次期計画期間(R7年度～令和11年度)の方向性		
					方向性に対する説明	方向性	具体的内容
②子ども・子育てに関する相談窓口の充実							
25	子ども家庭支援センター	子どもの健やかな成長及び福祉の向上を図るため、子ども及び家庭に関する総合相談、子育て支援サービスの調整、子育て講座の開催、子育てグループ等の育成及び支援を行います。また、相談内容や子育て講座への参加者等のニーズや状況に合わせた支援体制を強化します。	子ども家庭センター	・リーフレットや通信誌、メール配信等により相談事業等について周知を図りました。 また、各関係機関への訪問、会議及び連絡会を実施して連携強化を図り、子ども及び家庭に関する相談対応を行いました。 ・子育て講座については、利用者のニーズに合った内容を実施するとともに、アンケートも継続して実施しました。		A:継続	令和6年度より、子ども家庭センターに名称を変更し、母子保健と児童福祉の両面からの支援を行っており、継続した支援を行います。
26	利用者支援事業	利用者支援事業は、子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育・保健その他の子育て支援の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業で、本市では、基本型及び母子保健型により実施しています。 基本型では、18歳未満の子どもや保護者等が教育・保育施設や地域の子育て支援事業、子育てや子どもの発達等に関する相談窓口などを円滑に利用できるよう、情報提供を行い、必要に応じて相談・助言を行うとともに、関係機関との連絡調整等を行います。また、専任の職員等が子育てひろば等に向いて支援を行います。 母子保健型では、妊娠から子育て期にわたるまで、切れ目ない支援を行うために母子保健に関する専門知識を有する保健師、助産師等を1人以上配置します。また、母子健康手帳交付時に保健師等による妊婦面接や妊娠期の電話連絡・訪問等を実施することで、妊娠から、全ての妊産婦等の状況を継続的に把握し、支援を行います。	子ども家庭センター	「地域子ども・子育て支援事業(法定13事業)の進捗状況について」とおり 「あきる野子育てステーションこころの」において、子育て支援総合窓口と母子保健窓口が連携し、幼稚園・保育所などの関係機関や「子育てひろばこころの」と連携を図りながら、妊娠から子育て期にわたる子育てに関し、情報提供や助言、相談対応などを行いました。		A:継続	利用者支援事業は、子ども及びその保護者の身近な場所で、教育・保育・保健その他の子育て支援の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業で、本市では、基本型及び子ども家庭センター型により実施します。 基本型では、18歳未満の子どもや保護者等が教育・保育施設や地域の子育て支援事業、子育てや子どもの発達等に関する相談窓口などを円滑に利用できるよう、情報提供を行い、必要に応じて相談・助言を行うとともに、関係機関との連絡調整等を行います。 子ども家庭センター型母子保健機能及び児童福祉機能の一体的な支援を通じて、妊産婦及び乳幼児の健康の保持増進に関する包括的な支援及び、全ての子どもとその家庭(妊産婦を含む)に対する虐待への予防的な対応から個々の家庭の状況に応じた包括的な支援を切れ目無く実施し、相談支援体制の強化を図ります。
27	障がい者相談支援センター	障害の程度・状態に合わせ意思決定の支援に配慮しつつ、障がい者本人が自らの選択・決定に基づき、相談支援を受けられるよう、身体障がい・知的障がい・精神障がい・難病患者に関する相談支援を行います。	障がい者支援課	・身体障がい児 延べ相談者数 3人 ・知的障がい児 延べ相談者数 21人 ・精神障がい児 延べ相談者数 146人 ・難病患者のうち児童 延べ相談者数 7人		A:継続	障害の程度・状態に合わせ意思決定の支援に配慮しつつ、障がい者本人が自らの選択・決定に基づき、相談支援を受けられるよう、身体障がい・知的障がい・精神障がい・難病患者に関する相談支援を行います。

第3期あきる野市子ども・子育て支援総合計画施策に関する方向性

A:継続 B:拡充
C:縮小 D:廃止・終了
E:その他

目標・施策	事業名	令和6年度までの方向性・目標	担当課	R5年度の実績・取組	次期計画期間(R7年度～令和11年度)の方向性		
					方向性に対する説明	方向性	具体的内容
③子育てに対する意識啓発と情報提供							
28	子育てに関する意識についての啓発活動の推進	妊婦やその家族等を対象とした母親学級等を通して、子どもを産み育てることの喜びや意義を理解してもらうための意識啓発を進めます。 また、若年夫婦や特に支援が必要な子どもがいる家庭等においても、不安や負担なく、安心して妊娠・出産ができる支援体制の強化に努めます。 《令和6年度目標値》 平日コース(開催12日)受講者数 96人 土曜コース(4学級)受講者数 96人	こども家庭センター	・母親学級は、3日制の平日コースと半日制土曜コースを実施しました。 平日コース 実施回数 4回 受講者 60人 土曜コース 実施回数 4回 受講者 69人 ※新型コロナウイルス感染症等の予防対策を講じ実施しました。		A:継続	妊婦やその家族等を対象とした母親学級等を通して、子どもを産み育てることの喜びや意義を理解してもらうための意識啓発を進めます。また、若年夫婦や特に支援が必要な妊婦やその家族等においても、不安や負担なく、安心して妊娠・出産ができる支援体制の強化に努めます。
29	子育て関連情報の提供	子育て支援ガイドブックや子育て応援サイト&アプリ、メール配信サービス等により、子育て関連情報を提供します。 また、SNSによる情報発信等について検討していきます。 《令和6年度目標値》 子育て応援メール登録者数 3,000件 ※令和7年3月末時点 子育て応援サイトのキッズアクセス件数 122,890件 子育て応援アプリのキッズアプリダウンロードユーザー数 2,402人 ※令和7年3月末時点	こども政策課 こども家庭センター	(こども家庭センター) ・るのキッズ通信 年間4回 各回700部発行(市ホームページ閲覧可) ・「子育て応援メール」の配信 登録者数 3,382件(令和6年3月31日現在) (子ども政策課) ・子育て応援サイト&アプリ「るのキッズ」 安心して子どもを産み育てることができるように、妊娠、出産、子育て支援、就労支援などの情報を発信しました。 子育て応援サイト「るのキッズ」 アクセス数 112,050件 子育て応援アプリ「るのキッズ」 ダウンロードユーザー数 1,649人(令和6年3月31日現在)	PCやスマートフォンを利用した情報発信が十分できていないため、サイト・アプリのリニューアルに伴い、メールやプッシュ通知による情報発信の充実を図る。	B:拡充	子育て支援ガイドブックや子育てサイト、子育てアプリ、子育て応援メール配信サービス等により、子育て関連情報を提供します。さらに、子育てアプリを使用したプッシュ通知による情報発信等を実施します。また、子育てサイトやアプリの活用について、市民や関係機関に周知するとともに、子育て関係機関に対し、子育てサイトを利用した情報発信の協力を依頼します。
30	子育て支援講座(家庭教育学級等)	乳幼児・児童・生徒の保護者が、子どもの発達段階に応じて家庭教育の意義と役割を体系的・総合的に学習する場として、家庭教育学級等を充実させます。子どもの健やかな成長を促すための環境づくりの一助とするため、子どもの発達段階に応じた学習型講座と親子の絆を深め、子育てへの自己肯定感を育むための親子体験型講座を実施します。 また、市民のニーズに合う講座内容や開催日時等の設定をすることで、より多くの参加者への学習機会の充実に努めます。	生涯学習推進課	・家庭教育学級 「ここからゆっくり見守る子育てを～これからの時代と幼児期の育ち～」 実施日:令和6年1月20日 受講者:6人 「パパ&ママのためのコミュニケーション術～「頼む」「No」をアサーティブに伝える～」 実施日:令和6年1月28日・2月4日 受講者:11人 ・家庭教育講座【体験学習】 【親子自然体験教室】 「夏休み！親子で楽しく自然観察」 実施日:令和5年8月19日 受講者:10人 【親子工作教室】 「親子で楽しむ手作りクリスマス～可愛い松ぼっくりリースを作ろう！～」 実施日:令和5年12月3日 受講者:31人 【親子料理教室】 「絵本 de クッキング！～『ばばあちゃん』のむしばんを作ろう～！」 実施日:令和6年1月13日 受講者:11人		A:継続	乳幼児・児童・生徒の保護者が、子どもの発達段階に応じて家庭教育の意義と役割を体系的・総合的に学習する場として、家庭教育学級等の事業を充実させます。また、子どもの健やかな成長を促すための環境づくりの一助とするため、子どもの発達段階に応じた学習型講座と親子の絆を深め、子育てへの自己肯定感を育むための親子体験型講座を実施します。
④子育てしやすい支援体制の充実							
31	子育て短期支援事業	保護者の疾病や出産、冠婚葬祭、心身のリフレッシュ等により、家庭での乳幼児の養育が一時的に困難な場合に、児童養護施設などで一時的に乳幼児をお預かりし、これらの乳幼児及びその家庭の福祉の向上を図ります。 休日・宿泊を含めたショートステイ事業と夜間に預かりを行うトワイライトステイ事業*があり、本市では、児童養護施設「東京恵明学園」(所在地:青梅市)に委託し、ショートステイ事業を実施しています。	こども家庭センター	「地域子ども・子育て支援事業(法定13事業)の進捗状況について」とおり 子ども家庭支援センターの窓口において、支援が必要な家庭に対し、「東京恵明学園」と調整を図り、適切に対応しました。 また、小学生を対象とした事業においては、市内の協力家庭(6箇所)と、新たに「網代ホームきずな」を追加し、事業を拡充しました。 利用実績は、合計268人で量の見込みより大幅に増加しました。 乳幼児については、引き続き「東京恵明学園」にて通年での利用が可能で、近隣6市町と調整を図りながら利用者のニーズを捉え、取り組んでいきます。 トワイライトステイ事業については、引き続き要望や状況に応じて実施を検討していきますが、現状としてはニーズがないので、宿泊のショートステイで対応できています。		A:継続	こども家庭センター内で連携し、妊産婦、子育て世帯等への一体的な相談の中で情報提供を行う体制を構築することで、必要が見込まれる家庭の利用を促進します。

第3期あきる野市子ども・子育て支援総合計画施策に関する方向性

A:継続 B:拡充
C:縮小 D:廃止・終了
E:その他

目標・施策	事業名	令和6年度までの方向性・目標	担当課	R5年度の実績・取組	次期計画期間(R7年度～令和11年度)の方向性		
					方向性に対する説明	方向性	具体的内容
32	地域子育て支援拠点事業	公共施設や保育所等の地域の身近な場所で、子育て中の親子が気軽に集い、相互交流や子育ての不安や悩みを相談できる場を提供します。 市では、子育てひろばを5か所設置し、子育て相談や講座のほか、子育てサークルの活動支援を実施しています。 更なる支援の拡充に向け、子育て中の親子のみならず、祖父母も一緒に参加できる講座なども企画し、世代を超えた支援が行われる環境の構築に向けて取り組んでいきます。	こども家庭センター	「地域子ども・子育て支援事業(法定13事業)の進捗状況について」とおり 市内5か所の「子育てひろば」で、子育て相談や子育てサークル活動の場の提供、講座などを実施しました。利用者数は、大人の数で10,574人であり、量の見込みより減少しました。		A:継続	子育て世代のニーズを捉えた講座の実施及び周知により、利用の促進を図ります。
33	一時預かり事業	幼稚園在園児を対象とした預かり保育事業をはじめ、保護者の疾病、出産及び親族の看護その他育児疲れ等でリフレッシュしたいときのために、保育所等で就学前までの児童をお預かりする一時預かりを行います。	保育課 こども家庭センター	「地域子ども・子育て支援事業(法定13事業)の進捗状況について」とおり (保育課) 幼稚園在園児対象の一時預かりについては、実績値が計画値を下回っていますが量の確保はできています。保育施設等による一時預かりについては、実績値が計画値を上回っていますが、提供体制は確保していたため通常通り実施しました。 (こども家庭センター) 「子育てひろば こころの」に併設する一時預かりスペースにおいて、一般型一時預かり事業を実施しました。利用者数は延べ608人と量の見込みより増加しました。		A:継続	こども家庭センター内で連携し、妊産婦、子育て世帯等への一体的な相談の中で情報提供を行う体制を構築することで事前登録を促進し、必要が見込まれる家庭の利用を促進します。 また、幼稚園在園児を対象とした預かり保育事業をはじめ、保護者の疾病、出産及び親族の看護その他育児疲れ等でリフレッシュしたいときのために、保育所等で就学前までの児童をお預かりする一時預かりを行います。
34	時間外保育事業	勤務時間や通勤時間の都合で開所時間(標準保育の11時間又は短時間保育の8時間)を超えて保育が必要な世帯を対象に実施します。	保育課	「地域子ども・子育て支援事業(法定13事業)の進捗状況について」とおり 実績値が計画値を下回っていますが量は確保できています。		A:継続	勤務時間や通勤時間の都合で開所時間(標準保育の11時間又は短時間保育の8時間)を超えて保育が必要な世帯を対象に実施します。
35	病児・病後児保育事業	病氣中又は病氣回復期にあるため集団保育が困難な小学校3年生までの児童を公立阿伎留医療センターの敷地内に設置した病児・病後児保育室でお預かりし、保護者の子育てと就労等との両立を支援します。	こども家庭センター	「地域子ども・子育て支援事業(法定13事業)の進捗状況について」とおり 病児・病後児保育室では、医療・看護の管理の下で病氣中や病氣の回復期にあるお子さんをお預かりしていますが、令和5年度は、引き続き新型コロナウイルス感染症の予防対策のため、発熱及び上気道炎様症状、消化器症状の病児は、コロナの検査(核酸増幅法)を必要としましたが、利用者数は延べ733人と量の見込みより増加しました。		A:継続	保護者の子育てと就労等との両立を支援すべく、適切な運営を継続します。
36	児童手当の支給	中学生以下の児童を養育している方に、家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的として手当を支給します。	こども政策課	・窓口連携により、出生や転入時に申請漏れがないよう対応しました。 受給者数 4,958人 受給者児童数 小学校修了前 6,237人 中学生 1,950人 里親(児童数) 13人	児童手当は、定常的に実施しており、計画通り行っている。 なお、R6年度より、支給対象が高校生年代までに拡大、所得制限の撤廃、3歳未満及び第3子以降の児童に支給される手当の増額等が行われます。	B:拡充	高校生年代以下の児童を養育している方に、家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的として手当を支給します。
37	医療費の助成	①乳幼児医療費助成 小学校就学前の児童を養育している方に、児童の保健の向上と健やかな育成を図るとともに、子育ての支援に資することを目的として医療費を助成します。 ②義務教育就学児医療費助成 小・中学生を養育している方に、児童の保健の向上と健全な育成を図るとともに、子育ての支援に資することを目的として医療費を助成します。(所得制限あり)	こども政策課	・乳幼児医療費助成制度 窓口連携により出生や転入時に申請漏れがないよう対応しました。 都制度のため、所得制限の撤廃や国の制度になるように要望しました。 受給者数 3,284人 ・義務教育就学児医療費助成制度 窓口連携により転入時に申請漏れがないよう対応しました。 都制度のため、所得制限の撤廃や国の制度になるように要望しました。 受給者数 5,923人 ・高校生等医療費助成制度 窓口連携により転入時に申請漏れがないよう対応しました。 都制度のため、所得制限の撤廃や国の制度になるように要望しました。 受給者数 2,189人		A:継続	①乳幼児医療費助成 小学校就学前の児童を養育している方に、児童の保健の向上と健やかな育成を図るとともに、子育ての支援に資することを目的として医療費を助成します。 ②義務教育就学児医療費助成 小・中学生を養育している方に、児童の保健の向上と健全な育成を図るとともに、子育ての支援に資することを目的として医療費を助成します。 ③高校生等医療費助成制度 高校生等の児童を養育している方に、児童の保健の向上と健やかな育成を図るとともに、子育ての支援に資することを目的として医療費を助成します。
38	入院助産費の支給	東京都の制度で、出産に当たって保健上必要であるにもかかわらず、経済的な理由で病院又は助産所に入院できない生活保護世帯や住民税非課税世帯等の妊産婦の方を対象に、出産に要する費用を助成します。	生活福祉課	継続して実施しました。 支給件数 3件		A:継続	制度の目的に沿って対象者には出産費用を助成します。

第3期あきる野市子ども・子育て支援総合計画施策に関する方向性

A:継続 B:拡充
C:縮小 D:廃止・終了
E:その他

目標・施策	事業名	令和6年度までの方向性・目標	担当課	R5年度の実績・取組	次期計画期間(R7年度～令和11年度)の方向性		
					方向性に対する説明	方向性	具体的内容
39	幼児教育に対する支援	私立幼稚園等に通園する幼児の保護者の経済的負担を軽減するために国や都の補助制度を活用するなどの各事業を実施し、幼児教育の振興と充実を図ります。	保育課	・私立幼稚園等園児保護者負担軽減費補助金について、令和5年10月から満3歳児の第2子以降の預かり保育料に係る補助(日額450円)を新設するとともに、多子計算に係る年齢制限(小学3年生以下)を撤廃したことで、保護者の経済的負担を軽減しました。 私立幼稚園等園児保護者負担軽減費補助金交付事業 31,803,400円 補助対象人数 前期(4月～10月分) 560人、後期(10月～3月分) 616人 満3歳児の第2子以降の預かり保育料(10月～3月分) 15人 私立幼稚園教育振興費補助金交付事業 2,056,500円(幼稚園1園、幼児園1園)		A:継続	私立幼稚園等に通園する幼児の保護者の経済的負担を軽減するために国や都の補助制度を活用するなどの各事業を実施し、幼児教育の振興と充実を図ります。
40	実費徴収に係る補足給付を行う事業	子ども・子育て支援新制度に移行していない幼稚園に通う低所得者等に対して、保護者が支払うべき食事の提供(副食の提供に限る。)に係る実費徴収額に対して補助をします。	保育課	「地域子ども・子育て支援事業(法定13事業)の進捗状況について」とおり 子ども・子育て支援新制度に移行していない幼稚園に通う低所得世帯及び第3子目以降に対して、保護者が支払うべき食事の提供(副食費に限る)に係る実費徴収額に対して補助を実施しました。		A:継続	子ども・子育て支援新制度に移行していない幼稚園に通う低所得者等に対して、保護者が支払うべき食事の提供(副食の提供に限る。)に係る実費徴収額に対して補助をします。
41	就学援助費の支給	経済的理由により学用品の購入等が困難な世帯に、市が援助を行い、保護者の経済的負担の軽減を図ります。また、経済的な援助を必要とする世帯に支援が行き届くよう、より効果的な周知方法を検討します。	教育総務課	・認定児童・生徒数 要保護者 小学校 6人 中学校 7人 ※要保護者のうち、ひとり親家庭に対する認定児童・生徒数 小学校 6人、中学校 6人 準要保護者 小学校 509人 中学校 269人 ※準要保護者のうち、ひとり親家庭の認定児童・生徒数 小学校 300人、中学校 160人		A:継続	経済的な援助を必要とする世帯に支援が行き届くよう、周知及び受付方法について検討します。

⑤ひとり親家庭等への支援の充実

42	母子・父子相談	ひとり親家庭が抱えている様々な問題などの相談に応じ、問題解決に向けて支援します。	生活福祉課	・相談件数 母子相談 実相談人数 476人 延べ相談件数 1,133人 父子相談 実相談人数 8人 延べ相談件数 8人		A:継続	ひとり親家庭が抱える様々な問題などの相談に対応し、問題の解決に向けて一緒に考えていきます。
43	母子・父子自立支援プログラム策定事業	児童扶養手当受給者一人ひとりの状況、ニーズ等に対応した母子・父子自立支援プログラムを策定します。プログラムに基づき、児童扶養手当受給者に対して、きめ細やかで継続的な自立及び就労を支援します。 事業を積極的に周知し、相談につなげていくことで、ひとり親家庭の生活の安定及び自立を支援します。	生活福祉課	・母子・父子自立支援プログラム策定数 0件 ・市ホームページやチラシを作成し周知しました。		A:継続	母子・父子家庭の就労活動の支援により、経済的な安定及び自立を支援します。
44	児童育成手当・児童扶養手当の支給	①児童育成手当 父母の離婚等により、18歳に達する日の属する年度の末日以前の児童を養育している母子家庭や父子家庭等の生活の安定と自立を助け、児童の福祉の増進を図ることを目的として育成手当を支給します。また、20歳未満で身体障害者手帳1・2級程度の障がいがある方等を養育している方には障害手当を支給します。(所得制限あり) ②児童扶養手当 父母の離婚等により、18歳に達する日の属する年度の末日以前(20歳未満で政令で定める程度の障がいの状態にある方を含む)の児童を養育している母子家庭や父子家庭等の生活の安定と自立を助け、児童の福祉の増進を図ることを目的として手当を支給します。(所得制限あり)	こども政策課	・児童育成手当 受給者数 799人(世帯) 受給児童数 1,184人 ・児童扶養手当 受給者数 543人 支給停止者数 141人	児童育成手当及び児童扶養手当は、定期的に実施しており、計画通り行っている。 なお、R6年度より第3子以降の児童に係る加算額を第2子に係る加算額と同額に上げるとともに、全部支給・一部支給に係る所得制限限度額の引上げが行われます。	B:拡充	①児童育成手当 父母の離婚等により、18歳に達する日の属する年度の末日以前の児童を養育している母子家庭や父子家庭等の生活の安定と自立を助け、児童の福祉の増進を図ることを目的として育成手当を支給します。また、20歳未満で身体障害者手帳1・2級程度の障がいがある方等を養育している方には障害手当を支給します。(所得制限あり) ②児童扶養手当 父母の離婚等により、18歳に達する日の属する年度の末日以前(20歳未満で政令で定める程度の障がいの状態にある方を含む)の児童を養育している母子家庭や父子家庭等の生活の安定と自立を助け、児童の福祉の増進を図ることを目的として手当を支給します。(所得制限あり)
45	ひとり親家庭等医療費助成	18歳に達する日の属する年度の末日以前(20歳未満で規則に定める程度の障がいの状態にある方を含む)の児童を養育しているひとり親家庭等に、ひとり親家庭等の保健の向上に寄与するとともに、福祉の増進を図ることを目的として医療費を助成します。(所得制限あり)	こども政策課	・ひとり親家庭等医療費 受給者数 1,019人(537世帯) 医療費助成件数 14,367件	ひとり親家庭等医療費助成制度は、定期的に実施しており、計画通り行っている。 なお、R6年度より、児童扶養手当の所得制限引上げに伴い、ひとり親家庭等医療費助成においても所得制限の引上げが行われます。	B:拡充	18歳に達する日の属する年度の末日以前(20歳未満で規則に定める程度の障がいの状態にある方を含む)の児童を養育しているひとり親家庭等に、ひとり親家庭等の保健の向上に寄与するとともに、福祉の増進を図ることを目的として医療費を助成します。(所得制限あり)

第3期あきる野市子ども・子育て支援総合計画施策に関する方向性

A:継続 B:拡充
C:縮小 D:廃止・終了
E:その他

目標・施策	事業名	令和6年度までの方向性・目標	担当課	R5年度の実績・取組	次期計画期間(R7年度～令和11年度)の方向性		
					方向性に対する説明	方向性	具体的内容
46	ひとり親家庭ホームヘルプサービス事業	中学生以下の児童を扶養しているひとり親家庭が、日常生活を営むのに著しく支障等がある場合、生活の安定を図ることを目的に、ホームヘルパーを一定期間派遣します。 《令和6年度目標値》 ヘルパー派遣の利用件数 3件(延べ200日)	生活福祉課	・制度の周知を図りながら、継続して実施しました。 ヘルパー派遣委託事業者 1社 利用件数 1件 延べ利用日数 8日		A:継続	中学生以下の児童を扶養しているひとり親家庭が、日常生活を営むのに著しく支障等がある場合、生活の安定を図ることを目的に、ホームヘルパーを一定期間派遣します。
47	東京都母子及び父子福祉資金	東京都の制度として、ひとり親家庭が経済的に自立して安定した生活を送るために必要とする資金を貸付けます。	生活福祉課	・制度の周知を図りながら、継続して実施しました。 新規貸付け件数 7件		A:継続	東京都の制度として、ひとり親家庭が経済的に自立して安定した生活を送るために必要とする資金を貸付けます。
48	母子家庭等自立支援教育訓練給付金事業	ひとり親家庭の母親等の経済的な自立を促進するため、指定した職業能力開発のための講座を受講し、修了した場合に、自立支援教育訓練給付金を支給します。 《令和6年度目標値》 支給件数 2件 受講した内容が職に生かされた件数 2件	生活福祉課	・制度の周知を図りながら、継続して実施しました。 支給件数 3件		A:継続	ひとり親家庭の母親等の経済的な自立を促進するため、指定した職業能力開発のための講座を受講し、修了した場合に、自立支援教育訓練給付金を支給します。
49	母子家庭等高等職業訓練促進給付金等事業	ひとり親家庭の母親等が就職の際に有利で、かつ生活の安定に資する資格の取得のため、看護師等の養成機関で1年以上修業する期間中の生活の負担を軽減するため、高等職業訓練促進給付金等を支給します。 《令和6年度目標値》 訓練促進給付金 7件 修了支援給付金 2件 資格を生かした職に就くことができた件数 2件	生活福祉課	・制度の周知を図りながら、継続して実施しました。 訓練促進給付金 支給件数 10件 修了支援給付金 支給件数 5件		A:継続	ひとり親家庭の母親等が就職の際に有利で、かつ生活の安定に資する資格の取得のため、看護師等の養成機関で1年以上修業する期間中の生活の負担を軽減するため、高等職業訓練促進給付金等を支給します。

基本目標3 子ども・子育て家庭が社会全体に見守られ、安全に安心して暮らせる環境の整備

①子どもの安全・安心の確保

50	子どもの安全の確保	保育所、幼稚園、学校などの安全対策を進めるとともに、職員や学校関係者、学校安全ボランティア等による防犯パトロールなど、施設の周辺や通学路における防犯活動を推進します。 また、子どもたちに安全教育を行うとともに、市民に向けて、防災行政無線や安心メールにより、交通安全・防犯に関する情報を配信するなどし、防犯意識の向上に努めます。	教育総務課 保育課 地域防災課	(教育総務課) ・毎学期の始めに、教育委員会職員による防犯パトロールを実施しました。 ・通年、学務係職員による青色回転灯付自動車での防犯パトロールを実施しました。(月4回程度) ・市職員有志により、通勤時防犯パトロールを実施しました。 ・学校安全ボランティアの見守りと、50か所の防犯カメラによる安全確保を実施しました。 (保育課) ・不審者情報等の提供を行いました。 ・信号機設置の検討を行いました。 ・バス等の置き去り防止及び睡眠時の事故防止に関して、補助金(25施設合計56,467,000円)を交付することにより、保育所等の子どもたちの安全・安心を確保するための取組を支援しました。 (地域防災課:地域安全係) ・メール配信サービスなどにより、交通安全や防犯に関する情報を配信し、交通安全意識の向上及び防犯対策意識の向上を図りました。 ・不審者情報等があった際、該当地域の町内会・自治会会長及び防犯協会へ情報提供をするとともに、青色回転灯付パトロール車により、地域の巡回活動を行いました。 ・特殊詐欺の電話が市内に集中した際、警察署からの情報提供に基づき、メール配信サービス及び青色回転灯付パトロール車による周知・啓発を図るとともに、必要に応じて防災行政無線を活用し、合わせて周知・啓発を図りました。 (地域防災課:防災係・教育総務課) ・防災行政無線により、地域の方へ下校時の児童の見守りを願う放送を行いました。また、月曜日(休みのときは最初の平日)には、児童の声により、放送を行いました。		A:継続	保育所、幼稚園、学校などの安全対策を進めるとともに、職員や学校関係者、学校安全ボランティア等による防犯パトロールなど、施設の周辺や通学路における防犯活動を推進します。 また、子どもたちに各種安全教育を行うとともに、市民に向けて、防災行政無線や安心メールにより、交通安全・防犯に関する情報を配信するなどし、安全及び防犯意識の向上に努めます。
----	-----------	--	-----------------------	--	--	------	--

第3期あきる野市子ども・子育て支援総合計画施策に関する方向性

A:継続 B:拡充
C:縮小 D:廃止・終了
E:その他

目標・施策	事業名	令和6年度までの方向性・目標	担当課	R5年度の実績・取組	次期計画期間(R7年度～令和11年度)の方向性		
					方向性に対する説明	方向性	具体的内容
51	子どもの危機管理体制の充実	子どもを不審者や暴力、虐待、薬物等から守るため、子どもの危機管理会議を開催し、子どもの危機に関する情報を共有し、その対策について協議するとともに、関係機関等への情報提供により、社会全体で子どもたちの安全・安心の確保に努めます。	こども政策課	・子どもの安全・安心を確保するため、子どもの危機管理会議を開催し、子どもの危機に係る対策を協議するとともに、関係各課と連携しながら、情報の収集及び共有を図りました。 開催回数 1回		A:継続	子どもを不審者や暴力、虐待、薬物等から守るため、子どもの危機管理会議を開催し、子どもの危機に関する情報を共有し、その対策について協議するとともに、関係機関等への情報提供により、社会全体で子どもたちの安全・安心の確保に努めます。
②子育てを支援する生活環境等の整備							
52	赤ちゃん・ふらっと事業の推進	東京都の制度で、小さなお子さんを連れての方が安心して外出できるよう整備された授乳やおむつ替え等ができるスペースです。公共施設や小さなお子さんを連れて出かける身近な場所への整備を推進します。	こども家庭センター	・乳幼児を持つ親が安心して外出できる環境を整え、授乳やおむつ替え等ができるスペースを継続して確保できるよう努めました。 市内11か所(都の施設1か所)		A:継続	乳幼児を持つ親が安心して外出できる環境を整え、授乳やおむつ替え等ができるスペースを継続して確保します。
53	子育て世帯の住生活を支援する取組の推進	住生活基本法及び住宅セーフティネット法の趣旨を踏まえ、子育て世帯が安全・安心な住生活を営めるよう、居住の安定を図る取組を推進します。	住宅政策課	・市営住宅の公募において、子育て世帯の優先入居を設定するなどの取組を行いました。 ・住宅セーフティネット法に基づく居住支援協議会を設置し、子育て世帯の居住の安定を図る取組を推進するため協議を行いました。 開催回数 4回		A:継続	住生活基本法及び住宅セーフティネット法の趣旨を踏まえ、子育て世帯が安全・安心な住生活を営めるよう、居住の安定を図る取組を推進します。
54	安全・安心に利用できる子育て空間の充実	市民が安全に安心して利用できる公園や空き家など既存ストックを活用した子育て空間の確保など、都市計画マスタープランなどの市の計画を生かした、まちづくりを進めていきます。	都市政策課 住宅政策課	(都市政策課) ・公園利用者が、安心して利用できるような適正管理を行いました。 (住宅政策課) ・地域コミュニティの拠点などの子育て空間への活用に対応できるよう、市内の空き家把握に努めました。		A:継続	市民が安全に安心して利用できる公園や空き家など既存ストックを活用した子育て空間の確保など、都市計画マスタープランなどの市の計画を生かした、まちづくりを進めていきます。 また、計画的に老朽化した遊具、施設の更新を行います。
55	公共施設・公共機関・道路等のバリアフリー化・ユニバーサルデザイン化	公共施設や道路等のバリアフリー化・ユニバーサルデザイン化、市内道路整備路線での歩道等の設置を推進します。	都市政策課 建設課 施設営繕課	(都市政策課) 継続して実施しました。 (建設課) 継続して実施しました。 (施設営繕課) 継続して実施しました。		A:継続	公共施設や道路等のバリアフリー化・ユニバーサルデザイン化、市内道路整備路線での歩道等の設置を推進します。
56	小・中学校の施設整備事業	小・中学校の施設・設備を法律に適合し、安全で衛生的かつ利便性のある状態とすることを目的として整備します。	教育総務課	継続して実施しました。 ・全小・中学校校庭の埋設物除去業務委託を実施する。 ・校庭にある体育施設(遊具を含む)の協会基準に基づく点検を行い、不具合箇所について修繕を行った。		A:継続	小・中学校の施設・設備を法律に適合し、安全で衛生的かつ利便性のある状態とすることを目的として整備します。
57	多様な主体が子ども・子育て支援新制度に参入することを促進するための事業	教育・保育施設等への民間事業者の参入促進など、多様な事業者の能力を活用していく事業については、質の確保を前提とした上で、地域のニーズを捉えながら検討していきます。	保育課	「地域子ども・子育て支援事業(法定13事業)の進捗状況について」のとおり 幼稚園類似の施設へ通う施設等利用給付認定を受けていない児童の保護者に対して、保護者が支払うべき施設利用料の補助を実施しました。 延人数7人 補助合計金額140,000円		A:継続	教育・保育施設等への民間事業者の参入促進など、多様な事業者の能力を活用していく事業については、質の確保を前提とした上で、地域のニーズを捉えながら検討していきます。

第3期あきる野市子ども・子育て支援総合計画施策に関する方向性

A:継続 B:拡充
C:縮小 D:廃止・終了
E:その他

目標・施策	事業名	令和6年度までの方向性・目標	担当課	R5年度の実績・取組	次期計画期間(R7年度～令和11年度)の方向性		
					方向性に対する説明	方向性	具体的内容
③地域における子ども・子育て支援の推進							
58	子育てグループ等への活動支援	地域の子育てグループ(子育てサークル)に関する情報を把握し、情報提供と情報交換のために連絡会や交流会等の機会を設定します。また、子育てグループ育成のための支援や参考図書等の貸出しを行います。 《令和6年度目標値》 子育てグループ登録件数 25件	こども家庭センター	・グループ活動の場を提供するための研修室を確保し、支援を行いました。 子育てグループ登録件数 8件 ・クリスマスの時期には、ふれあいセンターのホールを確保して交流会を開催しました。	子育てひろばで行う講座等において交流の場を提供することで、子育て世代同士の交流を促進していくことから、地域子育て支援拠点事業と一体化して実施していきます。	E:その他	
59	保育所・幼稚園・認定こども園の園庭開放	保育所、幼稚園及び認定こども園において、未就園児やその保護者に対して園庭開放を実施します。	保育課	継続して実施しました。 ・公立保育所3園、私立保育所12園、私立幼稚園2園、認定こども園4園		A:継続	保育所、幼稚園及び認定こども園において、未就園児やその保護者に対して園庭開放を実施します。
60	ファミリー・サポート・センター事業	育児の援助をしたい方(提供会員)と、育児の援助してほしい方(依頼会員)が会員となり、地域の中で助け合いながら子育ての援助活動を行う会員組織です。会員組織で相互の活動の連絡・調整を行うなど、地域ぐるみで安心して子育てができる環境を目指し、体制強化を図ります。	こども家庭センター	「地域子ども・子育て支援事業(法定13事業)の進捗状況について」とおり 提供会員の講習会を5月と10月に計2回実施し、ホームページや市広報、チラシ等を配布するなど、受講者の募集を行った結果、延べ17人の受講申込みがありました。 会員の登録数は、提供会員が192人、依頼会員が560人、両方会員が14人の合計766人となりました。年間の利用件数は、全体で延べ1,007件となり、量の見込みとほぼ同じになりました。		A:継続	自治会へのチラシを用いた周知やのバスへのポスター掲示等の周知活動を継続し、会員数の増加を目指します。
61	地域子ども育成リーダー事業	地域の絆を深めるとともに、郷土愛を持った「あきる野っ子」を育てるため、大人たちの知識、経験などを生かして、それぞれの地域における子どもの安全・安心の確保と健全な育成を担うあきる野市地域子ども育成リーダーを養成します。引き続き、事業の周知啓発を進め、リーダーとなる人材の発掘から育成に努めます。また、地域子ども育成リーダーが主体となり自由な発想で実施する子どもの育成や子育て支援などの提案事業に対して補助金を交付し、地域で子どもを育成する環境の推進を図ります。 《令和6年度目標値》 地域子ども育成リーダー認定者数 44人(計409人)	こども政策課	・あきる野市地域子ども育成リーダー事業 地域の絆を深めるとともに、郷土愛を持った「あきる野っ子」を育てるため、大人たちの知識、経験などを生かして、それぞれの地域における子どもの安全・安心の確保と健全な育成を担うあきる野市地域育成リーダーを養成しました。 新規養成研修会(会場及びオンライン開催)2日間 新規認定者数 21人(総人数 258人) フォローアップ研修会 2回 ・あきる野市地域子ども育成リーダー提案事業 地域子ども育成リーダーが主体となり実施する、子どもの育成や子育て支援などの提案事業に対して補助金を交付し、地域で子どもを育成する環境の推進を図りました。 補助対象事業数 8件 延べ参加者数 941人		A:継続	育成リーダーの活動内容等について、市ホームページや市広報への掲載に加え、チラシを作成し、民生・児童委員や青少年等の団体に配布することで周知を図ります。
62	子育て支援を担う地域人材の確保	放課後子ども教室等の活動支援を行う、コーディネーター、安全管理員、地域のボランティア等の人材育成を推進します。	生涯学習推進課	・令和5年度に開設した放課後子ども教室の運営にあたり、子ども達の安全な活動の場を提供するため、運営コーディネーター、安全管理員及び地域ボランティアの人材を確保しました。 また、令和6年3月6日に、応急救護法及び特に配慮を必要とする児童への対応について、運営スタッフ全体研修を行いました。 ・令和6年度に開設予定の放課後子ども教室について、運営に携わる人材確保に向けた準備を行いました。		A:継続	運営スタッフを確保し、スキルアップ研修を実施します。また、水曜日以外の日程で実施することに関するニーズ調査を実施します。
63	児童虐待防止対策(養育支援訪問事業・要保護児童対策地域協議会)	養育支援が特に必要な家庭に対し、保健師及び保育士等の専門職員が、訪問等により養育に関する指導、助言及び家事援助等を行うことで適切な養育を実施します。また、要保護児童を早期発見し、迅速な対応が図れるよう、要保護児童対策地域協議会を設置し、関係機関が情報共有や協議等を行うことにより適切な支援及び児童虐待の未然防止につなげます。	こども家庭センター	「地域子ども・子育て支援事業(法定13事業)の進捗状況について」とおり 学校や保育園等の訪問を実施して、要支援家庭の早期発見及び支援を行うことができました。また、関係機関と連携し、児童虐待防止に関する周知活動を積極的に行うことで児童虐待の未然防止に努めました。相談件数及びヘルパー派遣件数については、令和4年度に比べ増加しておりますが、計画値内の数値となっています。		A:継続	養育支援が特に必要な家庭に対し、保健師及び保育士等の専門職員が、訪問等により養育に関する指導及び助言等を養育支援訪問事業として行います。また、子育て世帯訪問支援事業として家事・育児援助等を行うことで適切な養育を実施します。 要保護児童対策地域協議会において、関係機関が情報共有や協議等を行うことにより適切な支援及び児童虐待の未然防止につなげます。

第3期あきる野市子ども・子育て支援総合計画施策に関する方向性

A:継続 B:拡充
C:縮小 D:廃止・終了
E:その他

目標・施策	事業名	令和6年度までの方向性・目標	担当課	R5年度の実績・取組	次期計画期間(R7年度～令和11年度)の方向性		
					方向性に対する説明	方向性	具体的内容
④仕事と子育ての両立の推進							
64	ワーク・ライフ・バランス推進事業所認定事業	市内のワーク・ライフ・バランスの推進に取り組む事業所等を、「あきる野市ワーク・ライフ・バランス推進事業所」として認定し、その取組内容を広く周知することで、市におけるワーク・ライフ・バランスを推進します。 《令和6年度目標値》 ワーク・ライフ・バランス推進事業所 6社以上 (認定事業所数)	企画政策課	・事業の周知として、公共施設でのポスターの掲示、市広報及びホームページでの情報発信をし、新たに1社をワーク・ライフ・バランス推進事業所に認定しました。 認定事業者所数(令和5年度時点) ワーク・ライフ・バランス推進事業所 5社	一方的な情報発信のみでは、事業所の認定に結びつかないため、市内の事業所等の情報収集を行い、ワーク・ライフ・バランスの推進に取り組んでいる事業所等への直接的な働きかけが必要である。	A:継続	市内のワーク・ライフ・バランスの推進に取り組む事業所等を、「あきる野市ワーク・ライフ・バランス推進事業所」として認定し、その取組内容を広く周知することで、市におけるワーク・ライフ・バランスを推進します。
65	育児休業制度等の普及啓発	市民や市内事業者を対象に、広報などでのPRにより育児休業制度などの各種就労支援制度の普及啓発を進めます。引き続き、公共施設の案内コーナー及び商工会などにリーフレット・パンフレットを置き、制度の周知及び理解を促します。	商工振興課	・市民や市内事業者を対象に、市の窓口及び商工会などにリーフレットやパンフレットを配置し、育児休業制度などの各種就労支援制度の周知及び普及啓発を実施しました。		A:継続	市民や市内事業者を対象に、市及び商工会の窓口においてリーフレットやパンフレットを配置し、周知及び普及啓発を図ります。
66	子育て中の親の再就職支援の充実	就労意欲を持つ子育て中の女性に対して、ワーキングセミナーを開催することにより、再就職に資する情報の提供を行います。 また、あきる野創業・就労・事業承継支援ステーションBi@Staにおいて、ハローワーク求人情報端末の周知を図るほか、就職支援機関と共催で就職及び創業支援セミナーを実施することにより、Bi@Staにおける就労支援を拡充し、幅広い就労ニーズに対応できる体制を構築します。	商工振興課	・ハローワーク青梅との連携により、あきる野創業・就労・事業承継支援ステーションBi@Staにおける個別就労相談会を実施したほか、「お母さんの就職応援セミナー」を開催し、再就職支援を図りました。		A:継続	就職支援機関と連携し、就労に関する相談会やセミナー等を実施します。
67	男女共同参画の意識啓発	「男は外で働き、女は家庭を守るべき」といった固定的性別役割分担意識の解消を図り、男女がお互いの個性を認め合いながら、いきいきと暮らしていく社会の実現に向け、「第4次あきる野男女共同参画プラン」に基づき、男女共同参画に関するチラシやポスターの設置及び掲示等、意識啓発等を実施します。 《令和6年度目標値》 「男女共同参画社会とはどのようなことか」を知っている比率(市民アンケート調査による) 37.5%以上	企画政策課	・第5次あきる野男女共同参画プランに基づき、男女共同参画に関するチラシ及びポスターの設置や掲示を行ったほか、市広報、ホームページ及びSNSへの記事掲載等を行い、男女共同参画に向けた意識啓発に取り組みました。 市民アンケート調査結果(令和4年度実施) 「男女共同参画社会とはどのようなことか」を知っている比率 29.8% ※令和6年度市民アンケート実施予定	隔年で実施する市民アンケート調査の結果をみると、「男女共同参画」という言葉の認知度は下がっており、実生活においては、男女平等ではないと感じる市民が多く、より効果的な周知・啓発に取り組む必要がある。	B:拡充	全ての人が、性別や年齢、国籍等にとらわれることなく、それぞれの個性や能力を十分に発揮し、家庭、地域、職場等のあらゆる分野に責任を持って参画するとともに、多様な生き方を自由に選択し、豊かさを享受することができる社会の実現に向け、「第5次あきる野男女共同参画プラン」に基づき、男女共同参画に関するチラシやポスターの設置及び掲示等、意識啓発等を実施します。